

品質管理検定（QC 検定）商標使用に関するガイドライン

2023 年 6 月 1 日
一般財団法人日本規格協会
品質管理検定センター

1. 品質管理検定（QC 検定）商標使用ガイドラインについて

品質管理検定（QC 検定）（以下、「QC 検定」といいます）とは、日本規格協会（以下「当協会」といいます）が 2005 年から実施している品質管理に関する知識を問う試験です。

当協会は、QC 検定事業に関し、以下の名称・ロゴを商標登録しています（以下、これらを「登録名称・ロゴ」といいます）。当協会はこれらの登録名称・ロゴは長年に亘り実施してきた QC 検定の信用・実績が表された当協会の重要な財産であると考えています。

当協会は、登録名称・ロゴを不当に利用する行為や希釈化する行為を防止するため、当協会以外の商品・サービスについて当協会が提供している商品やサービスであると誤解を与える行為、当協会が承認・推奨している商品やサービスであると誤解を与える行為、登録名称・ロゴが一般名称・ロゴであるかのように誤解を与える行為、その他登録名称・ロゴを棄損する行為を禁止しています。

「品質管理検定」（商標登録番号 5921911）

「QC 検定」（商標登録番号 5921910）

「QC KENTEI」（商標登録番号 6378083）

「QM/QC Exam」（商標登録番号 5882964）

「The Quality Management and Quality Control Examination」（商標登録番号 5921912）

「QC 検定マーク」（商標登録番号 5882963）



そこで、この登録名称・ロゴを適切に使用していただく目的で、本ガイドラインを策定いたしました。QC 検定にかかる、登録名称・ロゴの使用を希望される場合は、このガイドラインの遵守をお願い申し上げます。

2 当協会の許諾が必要な場合

以下の場合、当協会の事前の許諾が必要になります。kentei@jsa.or.jp に申請書のフォーム希望の旨を記載したメールを使用前に必ずお送りください。当協会から申請書のフォームをお送りしますので、それに従い、QC検定にかかる、登録名称・ロゴの使用許諾申請を行ってください。なお、登録名称・ロゴのうち、QC検定ロゴマークに関しては、[こちら](#)に従ってください。申請の際、4「使用方法」に従った使用態様を明記してください。

- (1) 書籍等の商品・サービスの名称の中に登録名称・ロゴを使用すること。
- (2) ウェブサイトの名称の中に登録名称・ロゴを使用すること。
- (3) アプリの名称やアイコンの中に登録名称・ロゴを使用すること。
- (4) ソーシャルメディアのアイコンの中に登録名称・ロゴを使用すること。
- (5) 商品・サービスやウェブサイト、アプリ、ソーシャルメディアにおいて提供するコンテンツの内容の説明のために登録名称・ロゴを使用すること。
- (6) QC検定受検合格や受検推奨組織であることを示すために、登録名称・ロゴを名刺、看板等に表示すること。

なお、申請内容によっては使用が認められない場合があります。あらかじめご了承ください。

3 当協会の許諾が必要ない場合

次のいずれかの目的において登録名称・ロゴを使用する場合は、使用許諾申請の手続きは必要ありません。ただし、4「使用方法」の規定(1)及び(2)並びに(4)を遵守してください。

- (1) インタビュー記事や体験談の中において登録名称を使用すること。
- (2) エントリーシートや雇用条件等の説明の中において登録名称を使用すること。
- (3) 学校や塾の募集要項や入学条件の中において登録名称を使用すること。
- (4) 当協会が認められた検定会場であることを示すために登録名称・ロゴを使用すること。

4 使用方法

- (1) 登録名称・ロゴが登録商標であることを示すために、使用する媒体を問わず、アルファベットの“R”を○で囲った「®」を付記してください。
- (2) 登録名称・ロゴを表示した媒体には、次の帰属文を、登録名称・ロゴを表示した場所から離れすぎない位置に十分に見える大きさと表示してください。

「○○®は、一般財団法人日本規格協会の登録商標です。」

- (3) 登録名称・ロゴを表示した媒体には、商品やサービスなどの内容について当協会のサポートや承認を得ていないことを示すため、次の文言を適当な大きさと表示してください。

「このコンテンツは、一般財団法人日本規格協会の承認や推奨、その他の検討を受けたものではありません。」

- (4) 登録名称・ロゴを以下の態様では使用しないでください。
- ① 登録名称・ロゴを変形あるいはデザイン化して使用すること。
 - ② 登録名称・ロゴを媒体の中で最も目立たせて表示させる等、当該商品・サービスの出所表示として使用すること
 - ③ 当協会が提供している又は当協会から承認や推奨を受けていると誤解されるような態様で使用すること。
- (5) その他、当協会から追加の遵守事項が示された場合は、それにも従ってください。

5 禁止事項

- (1) 当協会の QC 検定ではない検定や試験の名称・ロゴ及び／又は名称・ロゴの一部として使用すること。
- (2) 会社名（商号）や事業者名などの組織（個人事業主を含む。）の名称及び／又は名称の一部として使用すること。
- (3) ソーシャルメディア等のアカウント名及び／又はアカウント名の一部として使用すること。
- (4) 登録名称・ロゴの一部を含む商標の登録出願をすること。
- (5) 当協会が禁止する態様で使用すること。
- (6) 使用申請に対して当協会がお断りした場合

上記以外の態様で使用する場合、及び、判断に悩む場合には、kentei@jsa.or.jp に事前にお問い合わせください。

6 是正措置等

当協会は、本ガイドラインに反した登録名称・ロゴの使用を発見した場合は、その他当協会が不適切な使用と判断した場合は、適正に使用していただくよう是正を求めます。また、悪質な使用と判断した場合は、法的措置を含めた対応を検討いたします。

7 その他

- (1) 本ガイドラインに違反するような第三者の行為を発見した場合は、当協会 (kentei@jsa.or.jp) までお知らせいただきますようお願い申し上げます。
- (2) 本ガイドラインは、今後、予告なく変更することがあります。
- (3) 本ガイドラインの適用を円滑に移行するために必要な過渡的措置期間として、本ガイドライン公開日から 2023 年 11 月 30 日までの「6 か月」を設けます。適正な使用に向け、必要なご対応を移行期間内におとりください。以上